

## 第35条(当社による会員資格の取消)

1. 前条第1項の他、会員が継ぎのいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格を取り消すことができるものとします。
  - (1) 第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
  - (2) 利用料その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
  - (3) 会員に対する破産の申立があったとき、又は会員が支払停止状態になったとき。
2. 前条第2項又は前項各号により会員資格を取り消された者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
3. その他、当社が会員として不適当であると判断した時、退会・除名をするものとします。

## 第10章 雑則

## 第36条(相殺)

当社は、この約款に基づき会員に金銭債務を負担するときは、会員が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

## 第37条(取扱説明書)

1. 当社は、この約款の実施にあたり、別に利用の手引き等のカーシェアリング取扱説明書を定めることができるものとし、会員はこの説明書の記載内容を熟知・遵守の上UNIカーを使用するものとします。
2. 当社が会員向け取扱説明書を作成した場合は、当社及びUNIカーの車内に掲示するものとします。またこれを変更した場合も同様とします。

## 第38条(消費税)

利用法人及び利用個人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含む)を別途当社に対して支払うものとします。

## 第39条(運転者の労務供給の拒否)

会員は、自動車の借り受けに付随して、当社から運転者の労務供給(運転者の紹介及び斡旋を含む)を受けることは出来ないこととします。

## 第40条(管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、甲府地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

## 附 則

本約款は、平成22年11月1日から施行します。

## 第1章 総則

## 第1条(約款の適用)

1. ユニオックス株式会社(以下、「当社」という)は、UNIカーシェアリングシステムに参加する会員(以下「会員」という)に対し、この約款を定めることにより、共同利用用自動車(以下「UNIカー」という)を会員に貸し渡すものとし、会員はこれを有料にて共同利用するものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の習慣によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の習慣に反しない範囲で特約に應ずることがあります。特約した場合には、この約款と当該特約との間に相違がある場合、当該特約が優先して適用されるものとします。

## 第2章 会員契約

## 第2条(契約の締結等)

1. 会員希望者は、「UNIカーシェアリングシステム利用契約書」(以下「契約書」という)と「運転経歴申告書」(以下「申告書」という)をユニオックスに提出し、当社の承認を得た後、会員契約を締結するものとします。
2. 会員は、当社が入会を承認した時点で、この約款の内容を承諾しているものとみなします。
3. 当社は、レンタカーに関する基本通達(自旅第138号平成7年6月13日)2(6)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、申告書の際、会員に対し運転免許証の提示を求めます。但し、当社は会員の個人情報に関わることは一切公表することはありません。
4. 会員は、UNIカーの利用状況及び走行経路等を含めたデータを、当社がこのカーシェアリングの事業性等の評価を行う為に使用することに同意しているとみなします。但し、個人情報に関わることは、一切公表することはありません。
5. 会員は、契約を締結したときは、入会金及び月会費、利用時間に応じた料金を支払うものとし、契約打ち切り月はその月の月末までの月会費、及び実際に利用した利用料金を支払うものとします。

## 第3条(契約の不締結)

当社は、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。

- (1) UNIカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
- (3) 当社が会員として不適格と判断したとき。

## 第4条(契約の解除)

1. 当社は、会員が以下の各号に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく契約を解除できるものとします。
  - (1) この約款、その他の当社との約定に違反したとき。
  - (2) UNIカーの使用において交通事故を起こしたとき。
  - (3) 前各号のほか、UNIカーの使用の継続が不相当であると当社が認めたとき。
2. 前項の場合、会員は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

## 第5条(不可抗力事由による契約の中途終了)

UNIカーの運用期間中において、天災その他の不可抗力の事由により、UNIカーが使用不能となった場合には、契約は終了するものとします。

## 第6条(中途解約)

1. 会員は、運用期間中であっても、当社の同意を得て契約を解約することができるものとします。この場合には、会員は解約までの期間に対応する利用料金のほか、解約月の月会費を支払うものとします。
2. 会員は契約を解約した場合、解約月末に契約の解除が成立するものとします。

## 第7条(退会手続)

会員が退会する場合には、当社へ届け出るものとします。また、当該時点において発生している利用料その他の債務は第6章に基づきなされるものとします。

## 第3章 貸渡手続等

### 第8条(予約の申込み)

1. 会員は、UNIカーを利用するにあたって、あらかじめ、携帯電話かパソコンのインターネットのホームページ上で、開始日時、返還日時、所定のUNIカー保管場所(以下「車両ステーション」という)等の条件を入力して予約の申し込みをするものとします。
2. 会員が、UNIカー利用中に予約時間の延長を行う場合、携帯電話やパソコンよりインターネットに接続し、弊社が別途定める手順に従い、予約時間を延長するものとします。
3. インターネットによる検索・予約・予約延長の申し込みは1日24時間いつでも可能とします。

### 第9条(予約の取り消し)

1. 会員は、ホームページ上により、予約開始時間の60分前までは予約を無償で取り消すことができるものとします。
2. 予約開始時間の60分前から予約開始時間までの取り消し、および予約開始時間中の取り消しは別途定めるキャンセル料を支払うものとします。
3. 予約利用終了時間を過ぎても返還されない場合、別途定める超過料金を含めた金額を支払うものとします。

## 第8章 返還

### 第29条(UNIカーの返還手続き)

1. UNIカーの返還手続きは、UNIカーを借り受けた車両ステーションにおいて、会員自らが携帯電話により、ドアロックの施錠を行うことにより完了するものとします。
2. 会員は、UNIカーの返還にあたり、通常の使用による消耗を除き、利用前の状態で返還するものとし、UNIカーの損傷、備品の紛失等が会員の責めに帰すべき事由による場合、UNIカーを利用前の状態とするために要する費用を負担するものとします。
3. 会員は、UNIカーの返還に当たって、UNIカー内に会員または同乗車等の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責任を負わないものとします。
4. 会員は、天災その他の不可抗力により借り受け時間内にUNIカーを返還することができないときは、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、会員は直ちに当社に連絡し、その支持に従うものとします。

### 第30条(UNIカーの返還時期)

1. 会員はUNIカーを予約時に明示した返還日時までに返還するものとします。
2. 会員は、予約時の返還日時を超過したときには、別に定める超過料金を支払うものとします。
3. 会員が予約した返還時間より以前に返還した場合は、その時点で利用を終了したものとします。

### 第31条(UNIカーの返還場所)

1. 会員は、UNIカーを借り受けた車両ステーション以外でのUNIカーの返還は出来ません。会員は、借り受けた車両ステーションに返還するまで課金されていることを予め理解していることとし、予約利用時間を越える利用になった場合は、別に定める超過料金を支払うこととします。但し、予約利用終了時間前に利用延長手続を行った場合は、この限りではありません。
2. 事故、盗難、故障など以外の何らかの個人的な理由によりUNIカーを車両ステーションに戻すことが不可能となった場合、会員は速やかに当社と連絡を取り必要な処置(当社指定工場による車両の撤収など)を取るものとします。

### 第32条(UNIカーが返還されない場合の処置)

当社は、貸渡期間満了のときから12時間を経過しても会員がUNIカーを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は会員が所在不明なときは、乗り逃げ被害報告をするなど法的手続きを含む必要な措置をとるものとします。

## 第9章 解除

### 第34条(解除)

1. 当社は、会員が借り受け中にこの約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにUNIカーの返還を請求することができるものとします。
2. 前項の場合、当社は、何らの通知及び催告をすることなく、直ちに会員資格の取り消しできるものとします。また、当該会員は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

## 第25条(盗難)

会員は、借り受け中にUNIカーの盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告すること。
- (3) 盗難に関し当社および当社が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

## 第26条(補償)

1. 会員が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がUNIカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

- (1)対人賠償 1名限度額 無制限
- (2)対物補償 1事故限度額 無制限
- (3)人身傷害 運転者1名限度額 3000万円
- (4)車両保険 時価額(免責0万円)

2. 保険が適用されない範囲の損害については、会員の負担とします。
3. 当社が会員の負担すべき損害金を支払ったときは、会員は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

## 第27条(故障時の措置)

1. 会員は、借り受け中にUNIカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、その指示に従うものとします。
2. UNIカーの異常又は故障が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、UNIカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。この場合、会員は、当社への連絡時刻をもって利用終了したものとし、利用時間に相当する料金を支払うものとします。
3. 会員は、UNIカーの利用以前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社から代替UNIカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。
4. 貸渡前に異常又は故障によりUNIカーが使用できなくなったときは、当社は、利用料を請求しないものとします。
5. 会員は、UNIカーの故障等によりUNIカーを使用できなかったことにより生ずる損害については、当社の帰責事由の有無を問わず、その賠償を請求できないものとします。

## 第28条(不可抗力事由による免責)

1. 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、利用時間内にUNIカーを返還することができなかった場合には、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。会員は、この場合、直ちに当社に連絡し、その指示に従うものとします。
2. 会員は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がUNIカーの貸し渡し又は代替UNIカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

## 第10条(貸渡条件)

会員は、借り受けに際して以下の事項を、当社に対し保証します。

- (1) UNIカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していること。
- (2) 酒気を帯びてないこと。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。
- (4) 予約に際して定めた運転者(会員)以外の者に運転させないこと。
- (5) 過去の利用において、利用料金の支払いの滞納がないこと。
- (6) 過去の利用において、会員には、第20条および第32条に掲げる事項に該当する行為がないこと。
- (7) 交通法規を遵守して運転すること。

## 第11条(免責)

当社は、天災・事故・盗難・他の会員による返還の遅れ・通信システム障害、予約管理システムトラブル、その他の不可抗力により、UNIカーの貸渡ができないうとき、全員に生じた損害についてその責を負わないものとします。

## 第4章 貸渡

### 第12条(利用開始手続き等)

UNIカーの利用開始手続きは、前条の予約に基づきUNIカーを使用する都度、車両ステーションにおいて、会員自らが携帯電話によりUNIカーのドアロック解錠を行うことにより完了するものとします。

## 第5章 貸渡料金

### 第13条(貸渡料金等)

1. UNIカーの貸渡料金(以下「利用料」という)・月会費・入会金は、“ご利用の手引き”に定める料金表のとおりとします。
2. 利用料は、会員がUNIカーを借り受けしていた利用時間および走行距離で算出されます。
3. 利用時間は、n時0分、15分、30分、45分をスタート時間とし、15分単位で予約を入れるものとします。
4. 時間料金計算は全て15分単位で行われ、距離料金計算はkm単位で行われています。

### 第14条(決済手段)

1. 会員は利用料、月会費、その他の債務を、当社が発行する請求書に基づいて、当社指定の銀行口座に振り込むか、あらかじめ登録するクレジットカードからの引き落としにより支払うものとします。
2. 振り込みの際の手数料負担は当該会員によるもの、クレジットカードによる手数料は当社の負担によるものとします。

## 第15条(決済)

1. 当社は毎月末日をもって当該月に発生した利用料、月会費、その他の債務の額を締めこれを集計します。
2. 当社は前項に基づき算出された金額およびこれに係る消費税相当額等を各会員に請求するものとします。

## 第16条(退廷利息)

1. 会員が利用料その他の債務について支払期日を過ぎててもなお履行しない場合、会員は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を退廷利息として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
2. 前項の支払いに必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

## 第17条(貸渡料金改定に伴う処置)

貸渡料金を第13条による予約をした後に改定してときは、予約時に適用した料金表によるものとします。

## 第6章 責任

### 第18条(貸渡車両の点検)

1. 当社は、道路運送車両法第47条の定期点検整備を実施したUNIカーを貸渡すものとします。
2. 会員は、UNIカーを借り受ける都度、道路運送車両法第46条の2に定める日常点検整備を実施し、車両に整備不良がないことを確認するものとします。

### 第19条(会員の管理責任)

1. 会員は、善良なる管理者の注意義務をもってUNIカーを使用・保管するものとします。
2. 前項の管理責任は、UNIカーの貸渡手続きが完了したときより始まり、返還手続きを完了したときに終わるものとします。

### 第20条(禁止行為)

会員は、UNIカーの借り受け中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承認および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、UNIカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) UNIカーを会員以外の者に使用させ、もしくは転貸し、又は他に担保に供する等当社の権利侵害、又は障害となる一切の行為をすること。
- (3) UNIカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はUNIカーを改造もしくは改装をする等、その現状を変更すること。
- (4) 当社の承認を受けることなく、UNIカーを各種テストもしくは競技に使用し、又は他車のけん引もしくは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してUNIカーを使用すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなく、UNIカーについて損害保険に加入すること。

## 第21条(会員による賠償及び営業補償)

1. UNIカーを使用し第三者及び当社に被害を与えた場合には、会員は、その損害を賠償するものとします。但し、会員の責めに帰することができない事由による場合を除きます。
2. 前項の損害のうち、当社がUNIカーを利用できないことによる営業補償については、過去2ヶ月間のUNIカーの利用実績平均額を支払うものとします。

## 第22条(使用不能による精算)

借り受け中において事故・盗難その他の事由によりUNIカーが使用できなくなったときは、カーシェアリング担当窓口への連絡時刻をもって利用終了とします。但し、会員の過失が認められる場合には、別に定める料金を当社に支払うものとします。

## 第23条(駐車違反の場合の措置等)

1. 登録運転者が借り受け期間中にUNIカーに関し道路交通法に定める駐車違反をしたときは、登録運転者は自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ駐車違反に伴うレッカー移動、保管等の諸費用の一切を負担するものとします。
2. 前項の場合で警察等から当社に対し駐車違反について連絡があった場合において、登録運転者が前項の反則金又は諸費用を納付していないときは、当社は登録運転者に対し、反則金及び諸費用の納付とUNIカーの返還を指示することができ、登録運転者はただちにこれに従います。
3. 前項の場合において、UNIカーの片岩が借り受け期間を超えた場合は、利用法人および利用個人は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うものとします。

## 第7章 事故・盗難時の措置

### 第24条(事故)

1. UNIカーの借り受け中に、当該UNIカーに係る事故が発生したときは、会員は、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
  - (1) 直ちに事故の状況を当社に連絡すること。
  - (2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
  - (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結するときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
  - (4) UNIカーの修理は、当社において行うものとし、会員自らが修理してはならないものとします。
2. 会員は、前項による他自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
3. 当社は会員のため当該UNIカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。